

## 企業活動の国際化等を踏まえた国際課税のあり方について

### ○国際経済社会の変化

クロスボーダーの直接投資とポートフォリオ投資が増大。  
→税制のあり方として、強固な垣根を設けること（strong fence）を志向するのか、広く門戸を開くこと（open doors）を志向するのか。

### ○国際課税の原則とその変遷

各主権国家が自律的に課税する中で、課税管轄権の競合や空白をどのように相互調整するか。

→この課題をめぐって、各国は、立法管轄権と執行管轄権を区別したうえで、立法管轄権について①居住地管轄と②源泉地管轄を併用してきた。これを日本国についていえば、

①居住者・内国法人 全世界所得に課税

②非居住者・外国法人 国内源泉所得に課税

→1990年代以降の大きな流れとして、次の点がある。

（あ）ポートフォリオ投資所得について源泉地免税の措置が恒久化。

（い）直接投資にかかる能動的所得について独立当事者間基準による税源分配が国際標準化。

（う）「有害な租税競争」に対して透明性と情報交換の確保によって対処する方向。

### ○日本国として対応すべき課題

1. （あ）について、個人が外国でポートフォリオ投資を行う場合に、居住地国としての全世界所得課税をどうするか。

2. （い）について、会社が国外で稼得する所得をどう扱うか。より長期的には、独立当事者間基準を維持できるか。

3. （う）について、租税競争が行われる国際的環境において、税収調達力をいかにして回復するか。

4. 所得課税以外の分野の国際的側面についてどう取り組むか。